

《MAT サービスファクトリーの考え方》

JB23 用 『エアロフェンダーカバー』 について

エアロフェンダーカバー（旧名称：スプラッシュガード）は、前後とも左右取り付けることによって車幅が、18mm（片側 9mm×2=18mm）変更となりますが、「道路運送車両の保安基準」の「自動車の保安基準」にある「道路運送車両法」の規定で『指定部品』となるため構造等変更検査の必要がない備品と考えております。

以下に、その根拠を順に記します。

根拠 1.) 自動車交通局長の通達

平成 7 年 11 月 26 日付自技第 234 号、自整第 262 号「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」にて構造等変更検査要件の緩和と国民負担の軽減が通達されました。

また、同年 11 月 16 日「自技第 235 号」別紙において「エア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバー、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（指定部品）」の詳細が明記されました。（但し、フェンダーからタイヤがはみ出した状態で一般道路を走行する事は禁止されています。）

根拠 2.) エアロフェンダーカバーは、「指定部品」である

MAT サービスファクトリー代表 蔦田賢士が平成 19 年 6 月 29 日に、エアロフェンダーカバーを「自動車用泥よけ」として意匠登録申請を提出しましたが、平成 20 年 4 月 3 日に「類似品が登録済み」との事由で登録不可となりました。

NO. : IVY002	名称 : 自動車用泥よけの衣装関係書類	意願 2007-17410
NO. : IVY003	名称 : 自動車用泥よけの衣装関係書類	意願 2007-17411

よってエアロ フェンダーカバーは上記自技第 235 号」別紙内の「アクセサリ等の自動車部品」 の 1. 車体まわり関係(3)その他部品項目内「フェンダー・カバー」、いわゆる「指定部品」 となります。